

令和3年度

浜田市健全化判断比率及び  
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員



監 第 125 号  
令和 4 年 8 月 15 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 岡 本 正 友

令和 3 年度浜田市健全化判断比率及び  
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の期間	1
第6	審査の結果	1
第7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	7
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	12
(5)	令和2年度数値から見た県内8市の比較	16
(6)	令和2年度数値から見た類似団体4市の比較	17
3	資金不足比率の状況	18
4	まとめ及び意見	20
〈参考〉	10年間の健全化判断比率の推移	23
	人口1人当たりで見た類似団体比較（令和2年度）及び財政力指数（令和2年度）	26
	実質公債費比率及び将来負担比率の類似団体との比較（令和2年度数値）	27

### (注)

- 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。  
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 「—」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

# 令和 3 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

## 第 2 審査の対象

- 1 令和 3 年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和 3 年度浜田市公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
  - ア 実質赤字比率
  - イ 連結実質赤字比率
  - ウ 実質公債費比率
  - エ 将来負担比率
- 2 令和 3 年度浜田市特別会計歳入歳出決算及び令和 3 年度浜田市公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の計数と一致しているか。

## 第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、浜田市監査基準に準拠した審査手続きにより実施した。

## 第 5 審査の期間

令和 4 年 6 月 1 日から同年 8 月 15 日まで

## 第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

## 第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

# 1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

## 算定対象会計

法令等の区分		当市の該当会計	比率			
			健全化判断	資金不足		
一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率	実質公債費比率		
		国民健康保険特別会計（直診勘定）				
		駐車場事業特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計（法適用企業）	水道事業会計			将来負担比率	資金不足比率
		工業用水道事業会計				
		公共下水道事業会計				
	公営企業会計（法非適用企業）	農業集落排水事業特別会計				
		漁業集落排水事業特別会計				
		生活排水処理事業特別会計				
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合					
	島根県後期高齢者医療広域連合					
	浜田地区広域行政組合					
地方公社、第三セクター等	浜田市土地開発公社、三セク等					

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

※公共下水道事業特別会計は、令和2年度より公営企業法の法適用となった。

※公設水産物仲買売場特別会計は、令和2年度をもって廃止された。

※浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合は、令和3年12月末で解散した。

※法適用、法非適用の「法」は、地方公営企業法をいう。

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

※一般会計等は、普通会計の範囲に相当する。

## 2 健全化判断比率の状況

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表1 健全化判断比率の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	— %	— %	— %	12.40 %	20.00 %
(2)連結実質赤字比率	—	—	—	17.40	30.00
(3)実質公債費比率	10.9	10.7	10.9	25.0	35.0
(単年度比率)	(11.39)	(10.30)	(11.08)		
(4)将来負担比率	54.6	44.1	29.4	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和3年度の各健全化判断比率に対するもの。

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、浜田市の財政規模に応じた基準。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

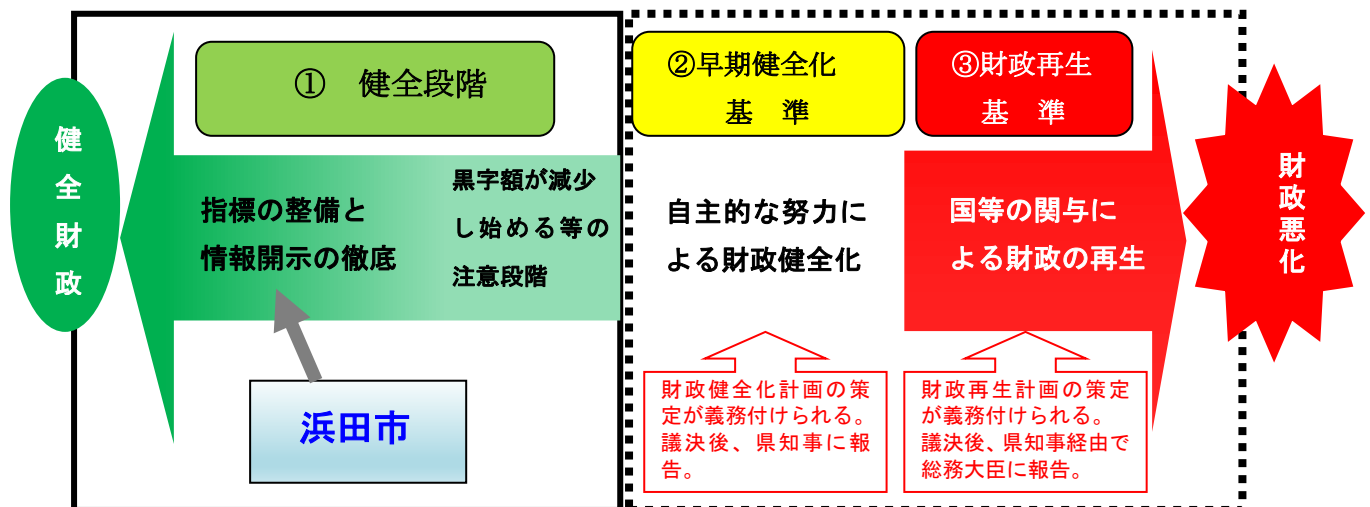
実質公債費比率は10.9%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇(悪化)している。早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は、令和3年度は11.08%で前年度よりも0.78ポイント上昇(悪化)しており、3カ年平均も0.2ポイント悪化した。

将来負担比率は29.4%で、前年度に比べて14.7ポイント低下(改善)している。なお、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

浜田市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると浜田市の財政は健全段階の範囲にあると認められる。

図1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く3つの指標による。)

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質収支額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。※黒字である場合、負の値（△）で表示される。

<b>【計算式】</b> 一般会計等の実質赤字額 (A) <b>実質赤字比率</b> = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$	$\Delta 5.18 = \frac{10 \text{ 億 } 8,577 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}}{209 \text{ 億 } 5,648 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}}$
--	--

一般会計等実質収支額(A)は、10億8,577万4千円の黒字で、実質赤字比率は△5.18%(△は、黒字を意味している。以下同じ。)となり、算定されないことを確認した。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	令和元年度	令和2年度 (b)	令和3年度 (a)	増減(a) - (b)
実質赤字比率 (A / B)	△2.78 %	△3.25 %	△5.18 %	△1.93 <small>ポイント</small>

表3 一般会計等における収支の状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳入総額	397   2970   4	440   2690   2	423   7236   5	△16   5453   7	△3.8 %
歳出総額	391   3774   8	432   7233   5	409   6290   9	△23   942   6	△5.3 %
歳入歳出差引額	5   9195   6	7   5456   7	14   945   6	6   5488   9	86.8 %
翌年度に繰り越すべき財源	3   292   8	8   927   6	3   2368   2	2   3440   6	262.6 %
一般会計等実質収支額 (A)	5   5902   8	6   6529   1	10   8577   4	4   2048   3	63.2 %

### (歳入総額について)

歳入総額は423億7,236万5千円で、前年度比で16億5,453万7千円(3.8%)減少している。

主な要因は、前年度に実施した特別定額給付金給付事業に係る国庫支出金の皆減(約52.9億円減)が大きく、新型コロナウイルス感染症対策関連各事業の実施に係る国庫支出金の増を考慮しても、国庫支出金全体では87億560万7,142円で、前年度比22億1,333万1千円(20.3%)の減少となっている。

一方で、令和3年度は普通交付税の追加交付(約4.8億円)があったこともあり地方交付税は131億1,003万6千円となり、前年度比7億7,679万円(6.3%)の増となった。

なお、市税は、73億2,894万7,183円となり、ほぼ横ばいであった。

翌年度に繰り越すべき財源については、ふるさと応援基金を財源とした令和3年8月豪雨災害に係る災害復旧事業や市有財産有効活用推進基金を財源とした公設水産物仲買売場解体工事費等の繰越により3億2,368万2千円となり、前年度比で2億3,440万6千円(262.6%)の増となっている。



### (歳出総額について)

歳出については409億6,290万9千円となり、前年度比で23億942万6千円(5.3%)の減少となっている。

主な要因は、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業が皆減(約52.9億円減)したことにより、補助費等全体が48億4,592万2千円となり、51億1,150万5千円(105.5%)減少したことによる。

一方で歳出の増加要因としては、高速情報通信基盤整備事業の実施等により普通建設事業費が50億7,663万8千円となり、前年度比16億1,221万4千円(31.8%)の増、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のため実施された臨時特別給付金給付事業(子育て世帯・住民税非課税世帯等)により扶助費が82億198万1千円で、前年度比9億4,329万4千円(11.5%)の増となったことが挙げられる。

その結果、歳入額を上回る歳出額の減少により、実質収支は10億8,577万4千円となり、前年度より4億2,048万3千円(63.2%)増加している。

但し、約11億円の黒字の内、約5.6億円については、翌年度に国へ返還するものであるため、実態としては算定上の金額より大幅に低い額となることには留意が必要である。

表4 標準財政規模の内訳

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			対前年度比較			
	増減額			増減率									
標準税収入額等	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	%
	86	0876	6	88	6121	8	85	6574	6	△2	9547	2	△3.3
普通交付税額	107	2645	1	108	2681	0	114	7062	3	6	4381	3	5.9
臨時財政対策債発行可能額	7	8749	7	7	3730	2	9	2011	3	1	8281	1	24.8
合計(標準財政規模)(B)	201	2271	4	204	2533	0	209	5648	2	5	3115	2	2.6

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

### (標準財政規模について)

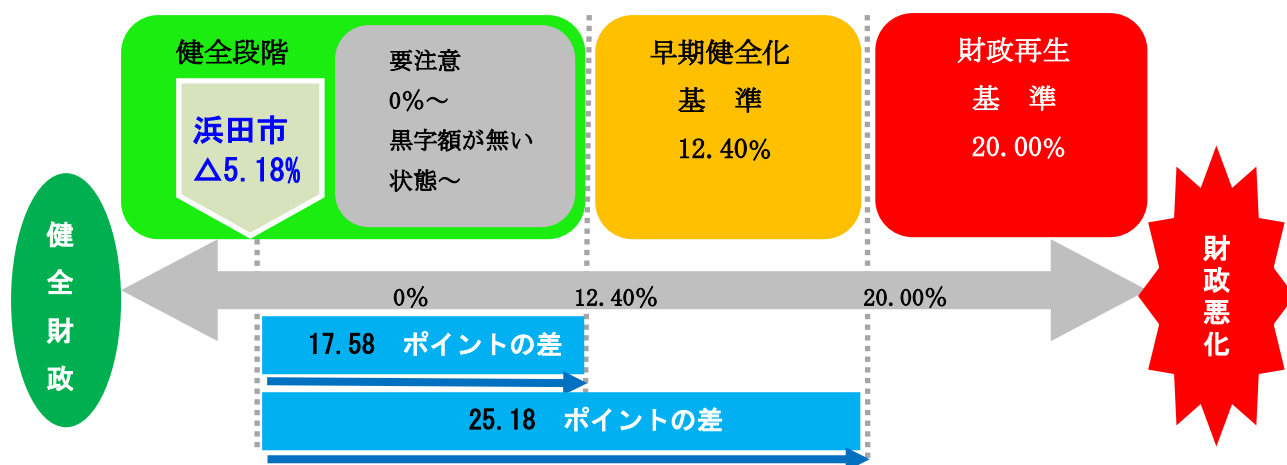
実質赤字比率の分母となる標準財政規模(B)は、209億5,648万2千円で、前年度に比べ5億3,115万2千円(2.6%)増加している。主な要因は以下のとおりである。

まず、標準税収入額等は85億6,574万6千円となり前年度比で2億9,547万2千円(3.3%)減少している。法定普通税、地方消費税交付金等ともに減額となったためである。

普通交付税は114億7,062万3千円で、前年度比で6億4,381万3千円(5.9%)の大幅増加となっている。基準財政需要額については合併算定替の皆減の影響もみられたものの、地域デジタル社会推進費の創設や追加交付分で創設された臨時経済対策費(2億3,112万2千円)、臨時財政対策債償還基金費(2億5,211万1千円)の影響もあり増となったためである。一方、基準財政収入額は法定普通税、交付金、譲与税において減となった。

臨時財政対策債発行可能額は9億2,011万3千円となり、1億8,281万1千円(24.8%)の大幅な増加となった。

図2 《 【実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

<b>【計算式】</b> 連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$	$\frac{28 \text{ 億 } 1,085 \text{ 万 } 6 \text{ 千円}}{209 \text{ 億 } 5,648 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}}$ $\Delta 13.41 =$
---	--

連結実質収支額は、28 億 1,085 万 6 千円の黒字で、前年度に比べ 4 億 6,117 万 7 千円 (19.6%) 黒字が増加しており、連結実質赤字比率は $\Delta 13.41\%$ となり、算定されないことを確認した。(※黒字である場合、負の値 ( $\Delta$ ) で表示される)

表 5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	令和元年度	令和 2 年度 (b)	令和 3 年度 (a)	増減 (a) - (b)
連結実質赤字比率 ( (A+B) / C )	% $\Delta 9.88$	% $\Delta 11.50$	% $\Delta 13.41$	ポイント $\Delta 1.91$

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額					
		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比較		
		億 万円	億 万円	億 万円	増減額	増減率	
一般会計等 (A)	一般会計	5 5902 8	6 6529 1	10 8577 4	4 2048 3	63.2	
公営事業会計 (B)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	国民健康保険特別会計 (事業勘定)	3832 6	3820 4	4568 9	748 5	19.6	
	国民健康保険特別会計 (直診勘定)	0	0	0	0	—	
	駐車場事業特別会計	122 4	0	0	0	—	
	後期高齢者医療特別会計	1689 2	2213 4	2017 8	$\Delta 195 6$	$\Delta 8.8$	
	公営企業 (法適用)	水道事業会計	10 2151 1	12 5964 8	12 9311 0	3346 2	2.7
		工業用水道事業会計	3 4664 9	3 5256 2	3 4978 4	$\Delta 277 8$	$\Delta 0.8$
		公共下水道事業会計	271 2	1177 9	1626 3	448 4	38.1
	公営企業 (法非適用)	公共下水道事業特別会計	14 2	—	—	—	—
		農業集落排水事業特別会計	0	4 6	5 4	8	17.4
漁業集落排水事業特別会計		4 3	3	4	1	33.3	
生活排水処理事業特別会計		296 1	1 2	0	$\Delta 1 2$	皆減	
	公設水産物仲買売場特別会計	271 2	—	—	—	—	
合計 (連結実質収支額) (A+B)		19 8948 8	23 4967 9	28 1085 6	4 6117 7	19.6	
標準財政規模 (C)		201 2271 4	204 2533 0	209 5648 2	5 3115 2	2.6	

※公共下水道事業特別会計は、令和 2 年度決算から地方公営企業法の法適用とされた。

一般会計等の実質収支額は、(1) の実質赤字比率で記載したとおり 10 億 8,577 万 4 千円となり、前年度より 4 億 2,048 万 3 千円 (63.2%) 増加している。

### (公営事業会計における実施収支について)

一般会計等以外で増減の大きい会計は、水道事業会計の実質収支額が 12 億 9,311 万円となり、前年度比 3,346 万 2 千円 (2.7%) の増加となっている。令和 3 年度決算においては、流動資産の減少より、流動負債 (建設改良企業債分を除く) の減少が上回ったためである。

公共下水道事業会計については、流動資産の増加が、流動負債の増加を上回ったため、実質収支額は 1,626 万 3 千円となり、前年度比で 448 万 4 千円 (38.1%) 増加している。

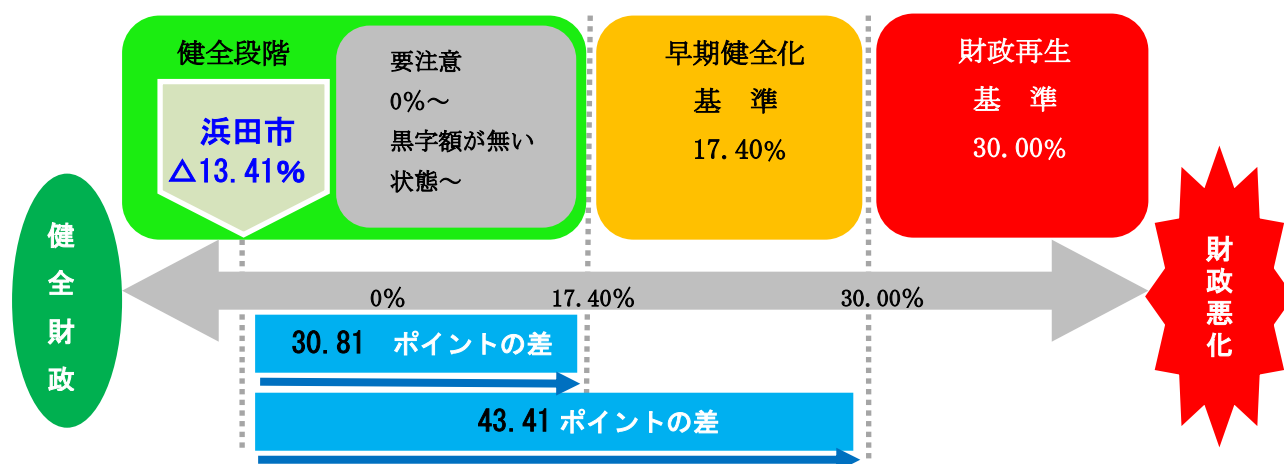
国の方針に基づいて、浜田市においても財務情報を適切に把握して事業を行うため、令和 2 年度から地方公営企業法の適用を実施しているが、一般会計からの基準外繰入金により黒字を維持している。令和 3 年度の一般会計からの基準外繰入金は、2 億 855 万 1 千円である。

過去の投資事業に係る償還財源等に充てる財源や更新投資等に充てる財源が確保出来ないことが要因であり、今後も経営効率化を図り、汚水私費の原則に立ち戻って適正な料金の在り方についても検討していくことが求められる。

また、公共下水道事業会計以外にも、地方公営企業法非適用の農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計及び国民健康保険特別会計 (直診勘定) においても、一般会計からの赤字補填を行うことで黒字を維持している。

なお、一般会計からの基準外繰入金の額は、農業集落排水事業特別会計が 6,069 万 7 千円、漁業集落排水事業特別会計が 189 万 8 千円、生活排水処理事業特別会計が 1,936 万 8 千円、国民健康保険特別会計 (直診勘定) が 3,763 万 5 千円となっている。

図 3 《 【連結実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \left[ \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}$$

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

$$10.9 = \frac{\left[ \begin{array}{c} 54 \text{ 億 } 347 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} \\ + \\ 12 \text{ 億 } 8,912 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} 1 \text{ 億 } 1,866 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} \\ + \\ 47 \text{ 億 } 8,208 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} \end{array} \right]}{209 \text{ 億 } 5,648 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} - 47 \text{ 億 } 8,208 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}}$$

(11.08)

実質公債費比率は、3カ年平均(令和元年度から令和3年度)が10.9%となり、前年度に比べ0.2ポイント上昇(悪化)したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

単年度では11.08%となり、前年度と比べ0.78ポイント上昇(悪化)している。

表7 実質公債費比率の推移

区 分	令和元年度	令和2年度(b)	令和3年度(a)	増減(a) - (b)
実質公債費比率(3カ年平均) ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	10.9 %	10.7 %	10.9 %	ポイント 0.2
実質公債費比率(単年度)	(11.39)	(10.30)	(11.08)	(0.78)

図4 実質公債比率の推移

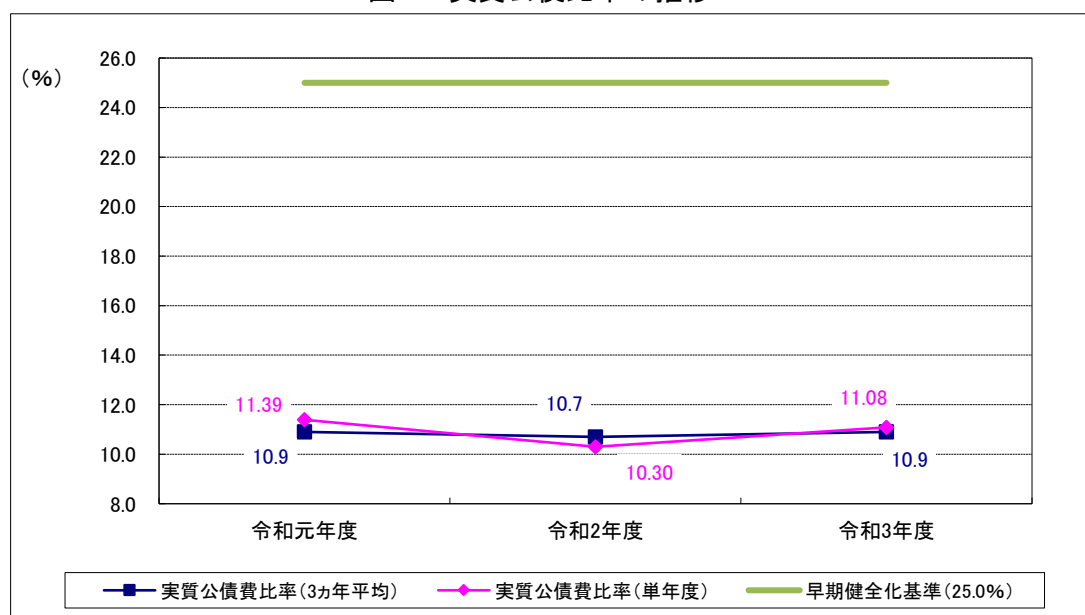


表 8 実質公債費比率の内訳

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千円 52 2821 5	億 万 千円 52 9251 1	億 万 千円 54 0347 4	億 万 千円 1 1096 3	% 2.1
	準元利償還金 (B)	15 9043 4	13 9042 3	12 8912 4	△1 129 9	△7.3
	特定財源(控除) (C)	1 4592 3	1 3487 5	1 1866 2	△ 1621 3	△12.0
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	49 4362 2	49 5397 0	47 8208 4	△1 7188 6	△3.5
	分子合計 (A+B)-(C+D)	17 2910 4	15 9408 9	17 9185 2	1 9776 3	12.4
(分母)	標準財政規模 (E)	201 2271 4	204 2533 0	209 5648 2	5 3115 2	2.6
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	49 4362 2	49 5397 0	47 8208 4	△1 7188 6	△3.5
	分母合計 (E-D)	151 7909 2	154 7136 0	161 7439 8	7 303 8	4.5
実質公債費比率 (単年度)		% 11.39	% 10.30	% 11.08	% 0.78	
実質公債費比率 (3 カ年平均)		10.9	10.7	10.9	0.2	

分子については、以下のとおりである。

(元利償還金について)

元利償還金（繰上償還除く）は 54 億 347 万 4 千円で、前年度と比べ 1 億 1,096 万 3 千円（2.1%）増加している。平成 18 年度の 66 億 1,264 万 2 千円をピークに減少が続いていたが、平成 29 年度以降、5 年続けて増加している。

これは、旧合併特例債（分庁舎整備事業借入額 2 億 4,060 万円）や災害復旧事業債等の新発債（29 災補助（過年災借入）借入額 3 億 9,840 万円）の償還が増えたことが主な要因となっている。

(準元利償還金について)

準元利償還金全体は 12 億 8,912 万 4 千円で、前年度と比べ 1 億 129 万 9 千円（7.3%）の減少となっている。

内訳は、公営企業に係る地方債償還金については 11 億 5,306 万 6 千円で、前年度比で 669 万 1 千円（0.6%）の増となっている。公共下水道事業の元利償還金の増に伴い繰出額が増となったことが要因である。

一方で、一部事務組合（浜田地区広域行政組合）に係る地方債償還金は 1 億 3,605 万 8 千円で、前年度比 1 億 465 万 7 千円（43.5%）の大幅な減となっている。これは、エコクリーンセンター建設に伴う平成 17 年度借入分の償還終了により、広域行政組合借入分に係る償還金負担が減となったためである。

(特定財源について：元利償還金及び準元利償還金から控除)

元利償還金及び準元利償還金から控除する財源については、特定財源（地方債を財源とする貸付金の償還金と公営住宅使用料等）が 1 億 1,866 万 2 千円で、前年度比で 1,621 万 3 千円（12.0%）減少している。

特定財源のうち、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金が、前年度と比べ 1,538 万 4 千円（20.3%）減少している。これは、市が出資する第三セクターに対する貸付金の返還猶予によるものである。今後も、経営状況を十分に注視し、返還が実行されるよう指導するよう努められたい。

(基準財政需要額算入額について：元利償還金及び準元利償還金から控除)

分子から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（公債費のうち交付税措置される額）は47億8,208万4千円で、前年度比1億7,188万6千円（3.5%）減となっている。

事業費補正算入、公債費算入、密度補正算入全てにおいて減少したが、特に、事業費補正で、前年度比1億1,526万7千円（25.4%）の減となり、最も影響が大きくなっている。この主な要因は、清掃費の平成17年度借入分が算入対象外となったことが要因である（エコクリーンセンター整備借入分13億9,420万円）。

また、次に大きな減少となっている公債費算入については、過疎対策事業債の元利償還金の減によるものであり、これは平成19年度借入分の償還が終了したことが要因である（CATV整備事業2億4,220万円、井川線道路改良事業2億1,870万円等）。

控除財源のトータルでは対前年度比1億8,809万9千円の減となった。

その結果、元利償還金と準元利償還金の合計は微増に留まったものの、控除できる特定財源と基準財政需要額が減少したため、分子は対前年度比で1億9,776万3千円（12.4%）増加となり、比率が悪化する要因となっている。

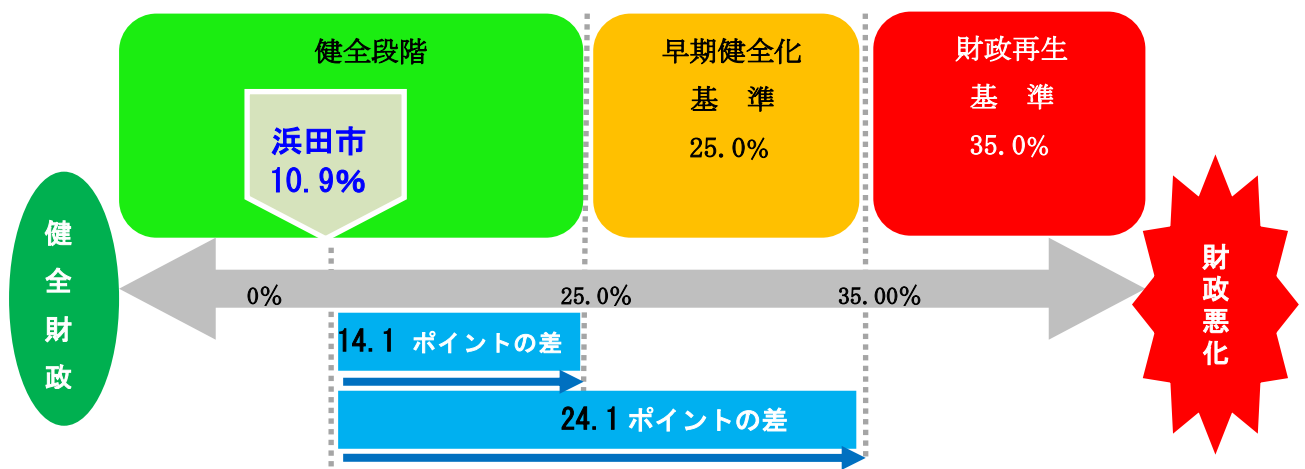
次に分母について、標準財政規模は、(1) 実質赤字比率（P5）で記載したとおり、前年度と比べ5億3,115万2千円（2.6%）増加している。

標準財政規模から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度と比べ1億7,188万6千円（3.5%）減少している。

結果として、分母全体では161億7,439万8千円となり、前年度と比べ7億303万8千円（4.5%）増加していることにより、比率にはプラス要因となっている。

分母は増加となったが、分子の増による影響が大きいことから、比率は増（悪化）となった。

図5 《 【実質公債費比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標である。

連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[ \begin{array}{l} \text{① 充当可能基金額} + \text{② 特定財源見込み額} \\ \text{+ ③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

$$29.4 = \frac{630 \text{ 億 } 332 \text{ 万 } 6 \text{ 千円} - \left[ \begin{array}{l} 146 \text{ 億 } 6,967 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} + 11 \text{ 億 } 4,259 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \\ + 424 \text{ 億 } 2,076 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} \end{array} \right]}{209 \text{ 億 } 5,648 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} - 47 \text{ 億 } 8,208 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}}$$

将来負担比率は29.4%で、前年度の44.1%と比べ14.7ポイント大幅に低下（改善）しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

表9 将来負担比率の推移

区 分	令和元年度	令和2年度 (b)	令和3年度 (a)	増減(a) - (b)
将来負担比率 ( (A-B) / (C-D) )	54.6 %	44.1 %	29.4 %	ポイント △14.7

図6 将来負担比率の推移

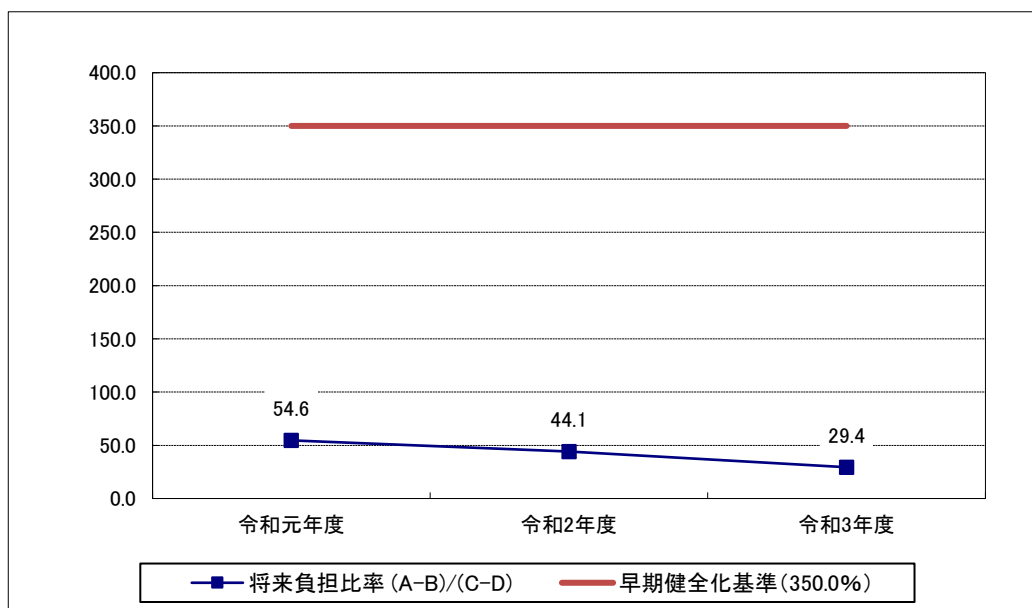




表 10 将来負担額等の状況

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
(分子)	将来負担額 (A)	億 万円 699 0134 1	億 万円 665 6734 6	億 万円 630 332 6	億 万円 △35 6402 0	% △5.4
	充当可能財源等 (B)	616 1178 3	597 3146 2	582 3303 6	△14 9842 6	△2.5
	分子 計 (A-B)	82 8955 8	68 3588 4	47 7029 0	△20 6559 4	△30.2
(分母)	標準財政規模 (C)	201 2271 4	204 2533 0	209 5648 2	5 3115 2	2.6
	算入公債費等の額(控除) (D)	49 4362 2	49 5397 0	47 8208 4	△1 7188 6	△3.5
	分母 計 (C-D)	151 7909 2	154 7136 0	161 7439 8	7 303 8	4.5

表 11 将来負担額の内訳

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
将来負担額 (A)	億 万円 699 0134 1	億 万円 665 6734 6	億 万円 630 332 6	億 万円 △35 6402 0	% △5.4
地方債の残高	518 4903 6	497 6695 7	471 5778 6	△26 917 1	△5.2
公営企業債等繰入見込額	129 8393 6	120 3753 6	112 7347 1	△7 6406 5	△6.3
組合負担等見込額	3 6982 6	1 3474 7	0	△1 3474 7	皆減
退職手当負担見込額	46 9854 3	46 2810 6	45 7206 9	△ 5603 7	△1.2

## (将来負担額について)

将来負担額は630億332万6千円で、前年度比35億6,402万円(5.4%)減少し、比率を改善することになっている。内訳及び要因は以下のとおりである。

## ① 地方債の残高

将来負担額のうち、地方債残高は471億5,778万6千円で、前年度比で26億917万1千円(5.2%)減少している。令和3年度も高速情報通信基盤整備事業や高度衛生管理型荷捌所整備事業などの大規模投資事業を実施しているものの、平成17年度の合併後を集中投資期間として行った大規模投資事業に係る旧合併特例債の償還が終了してきていることや繰上償還の実施(令和3年度は臨時財政対策債を8億1,504万4千円繰上償還)等により、地方債残高は平成28年度から連続して減少している。

## ② 公営企業債等繰入見込額

次に、公営企業債等繰入見込額は112億7,347万1千円で、前年度比で7億6,406万5千円(6.3%)減少している。公営企業における起債残高自体が減っていることもあり、繰入見込額は平成26年度から連続して減少となっている。

内訳は、水道事業会計が44億98万8千円、下水道事業会計が35億3,527万2千円などとなっている。

### ③ 組合負担等見込額

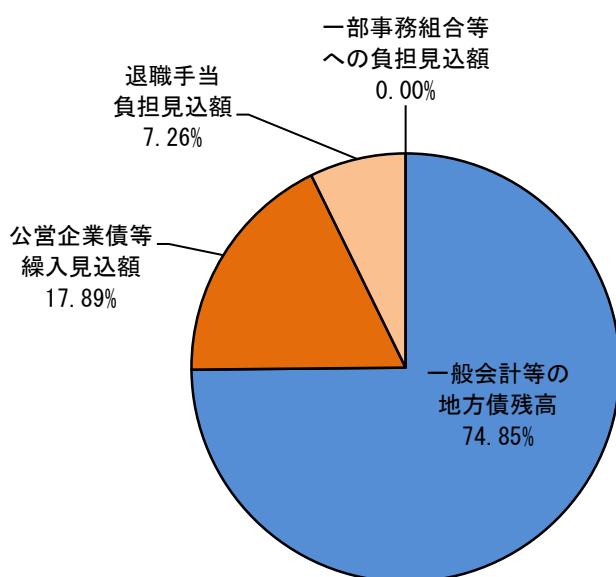
令和3年度にエコクリーンセンター建設に係る借入分の償還が終了することにより、令和4年度以降の広域行政組合への負担がなくなるため、皆減している。

### ④ 退職手当負担見込額

45億7,206万9千円で、前年度比で5,603万7千円(1.2%)減少している。職員数が算定上、前年度の612名から599名へ13名減となったためである。

将来負担額の内訳比率としては、図7のとおりである。

図7 将来負担額の内訳



### (充当可能財源等について：将来負担額から控除)

次に、将来負担額から控除できる充当可能財源等については、582億3,303万6千円で、前年度比14億9,842万6千円(2.5%)減少している。

内訳は、充当可能基金は、財政調整基金や減債基金等の増により、146億6,967万7千円となり、前年度比で6億2,295万3千円(4.4%)増加している。

充当可能特定歳入(公営住宅使用料等)は11億4,259万5千円となり、前年度と比べ7,308万8千円(6.8%)増加している。地方債を財源とする貸付金の新規追加により償還見込額が増となった。

一方、基準財政需要額算入見込額は、地方債残高の減少等により424億2,076万4千円となり、前年度と比べ21億9,446万7千円(4.9%)の減少となっている。

基準財政需要額算入見込額の減少幅が大きく、充当可能財源等の合計では減少した。

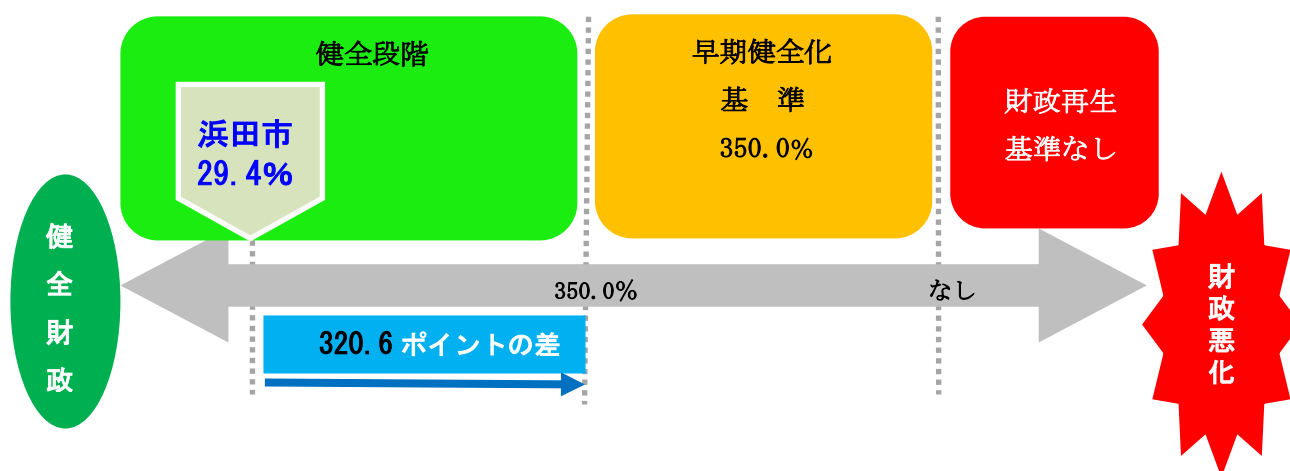
将来負担比率の分子においては、充当可能財源等の減少に対し、将来負担額等の減少幅の方が大きかったため、分子は減少し比率が改善する要因となっている。

一方、分母については、161億7,439万8千円で、前年度比で7億303万8千円（4.5%）増加し、将来負担比率が下がる（改善する）要因となっている。

事業費補正算入の減少を主要因として、控除する算入公債費等が減となっているものの、普通交付税の追加交付の影響による標準財政規模の増額幅の方が大きかったため分母全体で増となった。

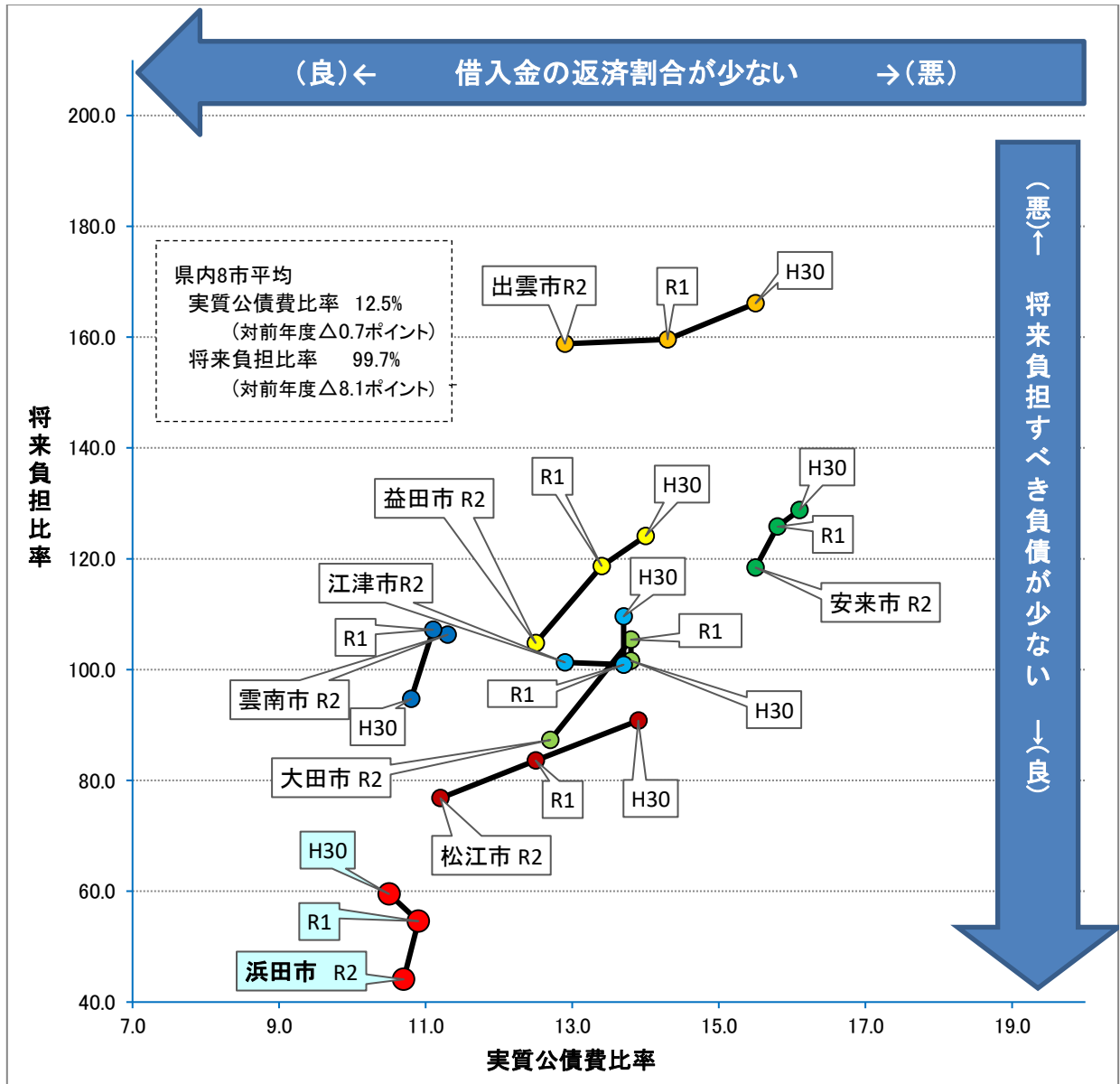
将来負担比率は、分子が大幅に減となったことに加え、分母も増となったため、大きく下がって改善している。

図8 《 【将来負担比率】 早期健全化基準との比較イメージ 》



(5) 令和2年度数値から見た県内8市の比較

図9 《県内8市の実質公債費比率と将来負担比率(令和2年度)の比較イメージ》



[総務省 令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市の実質公債費比率は、平成27年度から6年連続県内1位で、令和2年度は10.9%となっている。将来負担比率は平成29年度から県内1位で、令和2年度は44.1%となっている。将来負担比率では、前年度同様松江市が2位(76.8%)、大田市が3位(87.3%)に浮上し、江津市は4位(101.3%)となった。

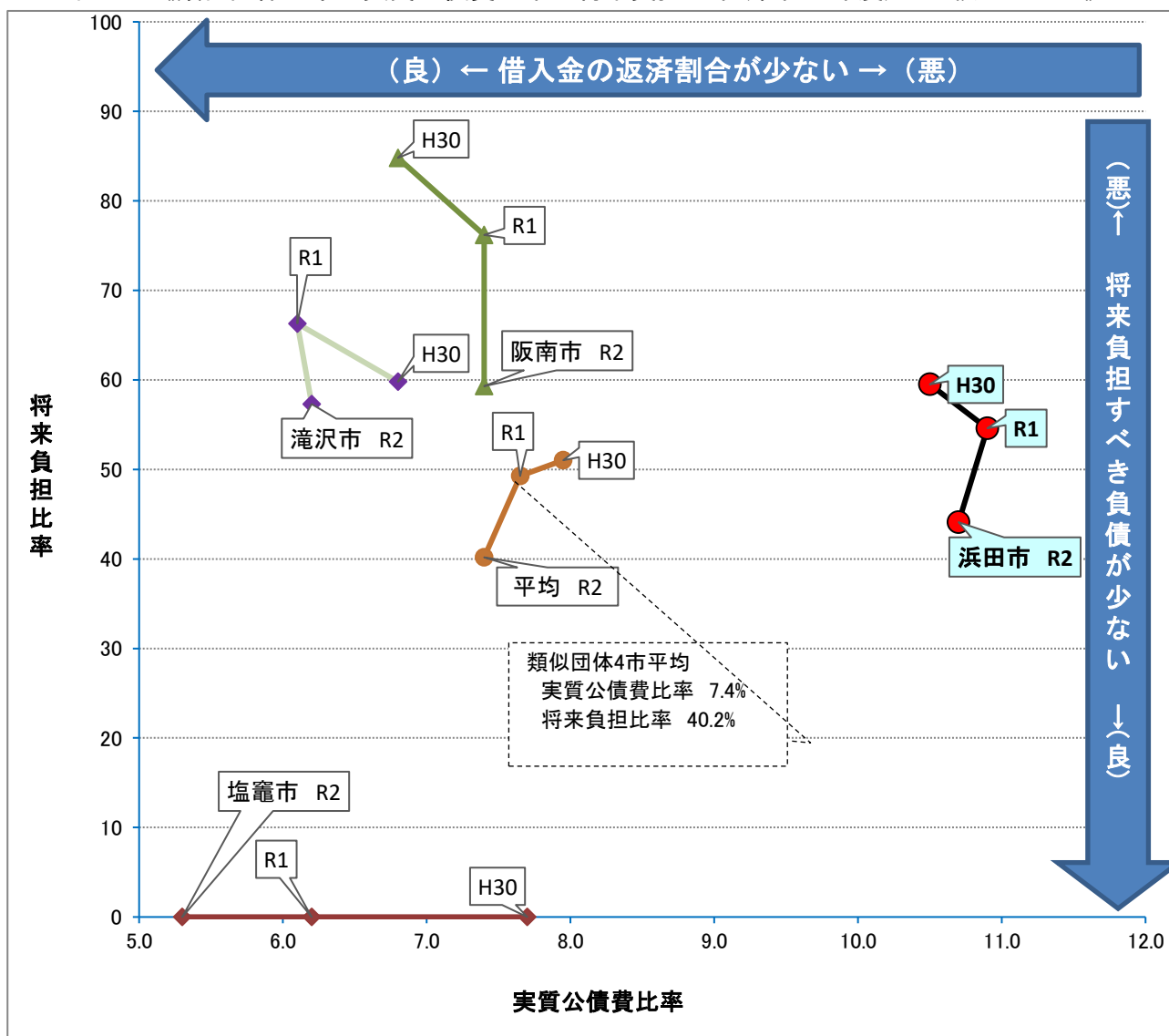
県内8市平均の将来負担比率は、対令和元年度比で8.1ポイント低下(改善)している。

表12 県内8市の実質公債費比率と将来負担比率(令和2年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	11.2 %	76.8 %	大田市	12.7 %	87.3 %
<b>浜田市</b>	<b>10.7</b>	<b>44.1</b>	安来市	15.5	118.4
出雲市	12.9	158.8	江津市	12.9	101.3
益田市	12.5	104.8	雲南市	11.3	106.3

(6) 令和2年度数値から見た類似団体4市の比較

図10 《類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和2年度)の比較イメージ》



[総務省 令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市は、島根県内8市の中ではここ数年トップに位置している。しかしながら、類似団体(都市Ⅱ-3)84市中の人口規模が同規模(約5万4~5千人)の4市での比較においては、実質公債費比率は4番目、将来負担比率は2番目に位置している。浜田市以外の3市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表13 類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和2年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
滝沢市(岩手)	6.2 %	57.3 %	阪南市(大阪)	7.4 %	59.3 %
塩竈市(宮城)	5.3	—	<b>浜田市</b>	<b>10.7</b>	<b>44.1</b>
		<b>実質公債費比率の平均 7.4%</b>		<b>将来負担比率の平均 40.2%</b>	

(注) 実質公債費比率算式の分子において、償還金よりも特定財源と基準財政需要額算入額が多い場合、負の値で表示される。また、将来負担比率算式の分子において、将来負担額よりも充当可能基金や特定財源見込額、基準財政需要額算入見込額が多い場合、数値を算出しないため「—」と表示している。

### 3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

<p>【計算式】</p> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$	$\text{—} = \frac{\text{—}}{\text{各会計の事業規模}}$
---	---

資金不足比率は、次のとおりである。

表 14 資金不足比率の状況

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A) / (B) × 100	経営健全化基準
		千円	億 万 千円	%	%
法 適 用	水道事業会計	—	12 6618 2	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	6045 2	—	
	公共下水道事業会計	—	1 1071 4	—	
法 非 適 用	農業集落排水事業特別会計	—	7080 4	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	1280 9	—	
	生活排水処理事業特別会計	—	1765 4	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 15 資金不足額・剰余額の状況

会 計 名		資金不足額・剰余額		増減(a) - (b)
		令和2年度 (b)	令和3年度 (a)	
		億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円
法 適 用	水道事業会計	12 5964 8	12 9311 0	3346 2
	工業用水道事業会計	3 5256 2	3 4978 4	△ 277 8
	公共下水道事業会計	1177 9	1626 3	448 4
法 非 適 用	農業集落排水事業特別会計	4 6	5 4	8
	漁業集落排水事業特別会計	3	4	1
	生活排水処理事業特別会計	1 2	0	△1 2

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 16 一般会計からの繰入金の状況（基準内、基準外を含む合計額）

会 計 名		繰入金額		増減(a) - (b)
		令和2年度(b)	令和3年度(a)	
法 適 用	水道事業会計	億 万 千 円 6 6452 1	億 万 千 円 5 5372 3	億 万 千 円 △1 1079 8
	工業用水道事業会計	27 7	25 5	△2 2
	公共下水道事業会計	3 9722 4	4 2947 0	3224 6
法 非 適 用	農業集落排水事業特別会計	3 8421 9	3 7825 9	△ 596 0
	漁業集落排水事業特別会計	2925 4	2606 5	△ 318 9
	生活排水処理事業特別会計	3209 8	3197 5	△ 12 3

(注) 一般会計の繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

地方公営企業法第17条の2第1項第1号の規定に基づく一般会計から公営企業会計への繰出しについて、毎年度、総務省から繰出金通知が出され、その考え方に基づいた繰出しが行われている。

公営企業会計等は、表15に示すとおり、一般会計からの繰入金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法（地方公営企業法、地方財政法）により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。

しかし、国の基準に基づかない市の施策による基準外の繰入金も生じている。(2)の連結実質赤字比率でも記載したように、法適用の公共下水道事業会計、法非適用の農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計、国民健康保険特別会計（直診勘定）においては、収支不足を補うための基準外繰入を行うことで黒字を維持している実態がある。

水道事業については、約13億円の剰余金があり、当面は比率上問題ない。但し、将来的には、人口減少に伴う給水収益の減や基準上における繰入金の減少、管路整備・更新の計画見直しに係る費用増加が見込まれ、収支は悪化していくことが予測されるため、中長期的な視点にたって経営の効率化と財政基盤の強化を図る必要がある。

公共下水道事業については、令和2年度からの地方公営企業法適用により、財政状態を適切に把握して事業の効率化を図っているところであるが、収益の大半を一般会計からの繰入金で占めており、また、今後見込まれる管渠更新や市街地整備において経費負担が生じることから引き続き繰入金に依存することが予想される。






事業の持つ公益性の観点から、財政的な基盤を健全にするため、建設改良に係る費用等の一部を一般会計からの繰入れにより賄うことはやむを得ない側面があるが、一方で、受益者負担の観点や公営企業の独立採算の趣旨から、基準外繰入を可能な限り縮減し、より自立した事業運営が行われることが望ましいため、適正な料金設定のあり方も含めて、繰入金の適正な水準について検討されたい。

## 4 まとめ及び意見

### (1) 各比率の状況について

各比率の状況を見ると、審査に付された比率全体としては、次のとおりいずれも国の示す基準の範囲となっている。

表 17 健全化判断比率の状況

区 分	平成 2 年度 (b)	令和 3 年度 (a)	増減 (a) - (b)	早期健全化 基準	財政再生 基準
	%	%	ポ イ ント	%	%
(1) 実質赤字比率	— (△3.25)	— (△5.18)	 △1.93	12.40	20.00
(2) 連結実質赤字比率	— (△11.50)	— (△13.41)	 △1.91	17.40	30.00
(3) 実質公債費比率	10.7	10.9	 0.2	25.0	35.0
(単年度比較)	(10.30)	(11.08)	 0.78		
(4) 将来負担比率	44.1	29.4	 △14.7	350.0	

(注) ()内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。

(注)  は改善、 は悪化を示す。

実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

実質公債費比率については、直近3カ年を平均した本年度の比率は10.9%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇（悪化）している。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。なお、単年度の比率は11.08で、前年度に比べ0.78ポイント上昇（悪化）している。

将来負担比率については、前年度に比べ14.7ポイント低下と大幅に改善し29.4%となっている。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

### (2) 各比率の今後の動向について

健全化判断比率（表 18 及び図 11～13 参照）は、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで、改善基調であったものの、令和3年度は実質公債費比率が前年度より悪化するなど注視する点が見受けられる。



### ① 実質公債費比率について

実質公債費比率の今後の動向は、分子においては、現在実施されている大型投資（高度衛生管理型荷捌所整備・浜田駅周辺整備など）による地方債元利償還金の増が分子を増加させる要因となる。

また、分母においては普通交付税の令和 3 年度追加交付分の皆減による減少が見込まれる。過疎債、合併特例債等の交付税算入の手厚い地方債の借入にシフトによる算入公債費の増はあるものの、令和 4 年度以降一時的に比率の悪化が予想されるが、中長期的には遞減する。

### ② 将来負担比率について

将来負担比率の今後の見通しとしては、将来負担額（分子）については、投資的経費の規模を縮減していくように中期財政計画では示しているものの、地域包括支援センターの外部委託に係る経費や周布橋の架け替えをはじめとした令和 3 年 8 月の災害復旧関連経費、河川氾濫対策としての浚渫等の防災・減災対策に要する経費等の増により、令和 4 年度以降に実質単年度収支が赤字に陥ることで充当可能基金（分子における控除財源）が減少し、比率は現行の水準から徐々に悪化していくことが懸念される。

また、学校建設事業、エコクリーンセンター基幹改良工事や市街地下水道整備工事等の大型投資事業に着手した場合には、地方債発行額や公営企業債等繰入見込額（公営企業債の償還予定額に対する繰入）の増加が予想され、将来的にさらなる比率の悪化を招く要因となる可能性があるということにも注視する必要がある。

さらに、分母の標準財政規模が、人口減に伴う普通交付税の減少等によって、徐々に減少していくことが想定されるため、比率の悪化要因となる。

### ③ 資金不足比率について

一般会計については、中期財政計画において財政調整基金は今後減少傾向であるものの、見通し期間まで（令和 12 年度まで）において資金不足が生じる水準には至らないと見込んでいる。各公営企業会計については、各会計が作成する投資・財政計画上は資金不足が生じない見込みとなっている。

なお、法非適用の農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業においては、国の方針により令和 6 年度から地方公営企業へ移行することになっており、公共下水道事業と同様に、さらなる経営の効率化が求められることになる。

## (3) 類似団体との比較について

令和 2 年度の確報値では、実質公債費比率・将来負担比率ともに県内 1 位であるものの、類似団体内（全 84 団体）においては実質公債費比率 73 位、将来負担比率 58 位であり、特に実質公債費比率については、依然高い水準にあるといえる。今後、大型投資事業に着手した場合は、類似団体と比してさらに数値は高くなるが見込まれる。

浜田市の財政状況を、人口 1 人当たりの類似団体との比較で見ると、表 19 に示すとおり、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や地方債の構成比が高い。

歳出では、公債費の構成比が高く、決算額も類似団体の約 2.8 倍となっており、その団体の財政力の強さを示す財政力指数も当市が 0.40 で、類似団体の 0.72 に比べ大きく下回り財政力が弱いことを示している。

また、地方債、公債費の構成比が高ということは、インフラやハコモノの整備などいわゆるハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを当市の構造的な特徴として示している。あくまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、人口規模が同規模（約5万4～5千人）の4市の平均との比較（図10参照）では、実質公債費比率で3.3ポイント上回っており（比率が悪い）、将来負担比率においても、4市平均より3.9ポイント上回っている（比率が悪い）。類似団体との比較においては、単純比較は適当ではないが、一つの指標として参考にされたい。

#### （4）意見（まとめ及び補足）

令和3年度の健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率においては数値が改善しているが、実質公債費比率においては、若干数値が悪化している。

但し、国の基準に照らした場合には、4指標において財政の健全化を維持している。また、県内8市の状況と比較しても、当市は実質公債費比率、将来負担比率において最も比率は低く、健全な財政運営を行っていることは評価するものである。

なお、資金不足比率においても、各会計において、算定上の赤字は発生していない。

今後の状況としては、人口減少に伴う地方交付税の逡減、高齢化にともなう社会保障費の増加、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな行政需要への対応と経済対策等の実施、近年の異常気象による災害対応などの臨時の費用も発生することが予測される。

また、今後見込まれる学校建設計画をはじめとした大型投資事業による地方債元利償還金の増加が予測される。さらに、公営企業会計においては、一般会計からの繰入による財政支援が実施されており、今後も繰入額が増加する見込みである。

これらの課題に柔軟に対応できるように社会経済情勢を的確に把握しながら、中長期的な視点に立ち健全な財政運営を行っていくことが求められる。

また、留意すべき課題として、市が保有するインフラ資産も含めた公共施設等の老朽化の進行による維持管理に係る経費や更新需要額の増加に対する対応が挙げられる。今後の財政運営において財政負担を発生させ、健全化判断比率を悪化させるリスク要因である。

平成27年3月（令和4年2月一部改訂）に策定された「浜田市公共施設等総合管理計画」において、市保有の公共施設等の今後40年間の更新需要額が試算されている。その更新需要額（試算）は、公共施設（図書館、公民館、小中学校、公営住宅等のハコモノ）で1,086億円（年平均27.1億）、インフラ資産（道路、橋梁、公園、上下水道の管路等）で1,366億円（年平均34.2億円）、合計して2,452億円（年平均61.3億円）となっている。

一方で、実質公債費比率を15%程度（18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要）に抑制しつつ、今後40年間の健全な財政運営を担保しようとした場合、更新需要額に対して、投資可能額に不足額が生じている。今後も、正確に更新需要額を把握し、その額を十分計画に反映させるとともに、必要な更新投資可能額を確保するよう努められたい。

現在、同計画を踏まえ、「公共施設再配置方針」を策定し、公共施設の統廃合や複合化、民間譲渡などの再配置を推進し、財政負担を軽減する方策を講じていることは評価するものである。必要な施設の優先順位をつけながら「総資産量の適正化」を図るとともに、計画的な維持管理（予防保全）への転換をすすめ、施設の「長寿命化」とライフサイクルコストの削減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕を行うことを目指している。

その際、公共施設等に係る費用抑制により、健全化判断比率の数値を下げることのみで財政運営が健全化していると判断するのではなく、特に、道路、橋梁などのインフラ資産については、市民生活における安全性を確保するために、必要な維持更新を適切に実施しながら数値の改善を実現することが求められている。比率の悪化を避けるため、公共施設の維持更新の先送りや市民サービスの低下が生じることがないように望む。

今後も自主財源である税収入を基本とした財源確保に努めるとともに、それに見合った市民福祉向上のための全体的なバランスに配慮した予算配分に心がけ、行財政改革を断行し、公共施設の再配置計画や「中期財政計画」をもとに、持続可能な財政運営を実現することを期待するものである。

## 〈参考〉

表 18 10年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	%	%	%	%	%
(1) 実質赤字比率	— (△ 1.67)	— (△ 1.81)	— (△ 3.56)	— (△ 3.02)	— (△ 2.69)
(2) 連結実質赤字比率	— (△ 7.49)	— (△ 7.74)	— (△ 9.56)	— (△ 8.82)	— (△ 9.42)
(3) 実質公債費比率	14.5	13.4	12.0	10.6	9.9
(単年度比率)	(13.54)	(12.47)	(10.05)	(10.24)	(9.46)
対前年度比較	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.4	△ 0.7	△ 1.4
(4) 将来負担比率	118.8	115.8	106.5	93.1	82.6
対前年度比較	△ 10.5	△ 3.0	△ 9.3	△ 10.5	△ 13.4

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	%	%	%	%	%
(1) 実質赤字比率	— (△ 2.25)	— (△ 2.37)	— (△ 2.78)	— (△ 3.25)	— (△ 5.18)
(2) 連結実質赤字比率	— (△ 9.84)	— (△ 9.31)	— (△ 9.88)	— (△11.50)	— (△13.41)
(3) 実質公債費比率	10.1	10.5	10.9	10.7	10.9
(単年度比率)	(10.84)	(10.48)	(11.39)	(10.30)	(11.08)
対前年度比較	△ 0.2	0.4	0.4	△0.2	0.2
(4) 将来負担比率	72.3	59.5	54.6	44.1	29.4
対前年度比較	△ 10.3	△ 12.8	△ 4.9	△10.5	△14.7

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。  
下段()の△は、黒字を意味している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値。下段()は単年度の実質公債費比率

図 11 10年間の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

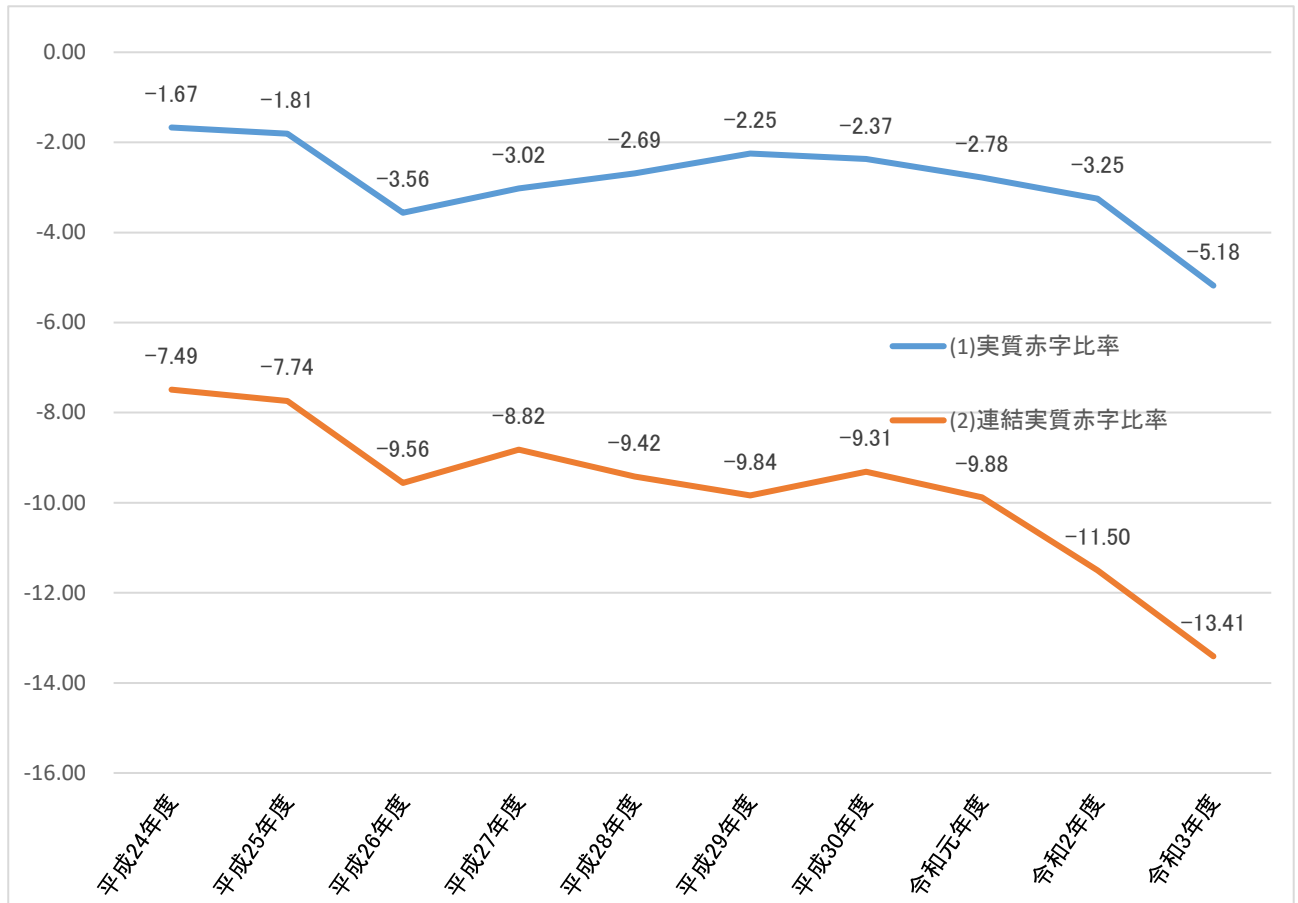


図 12 10年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

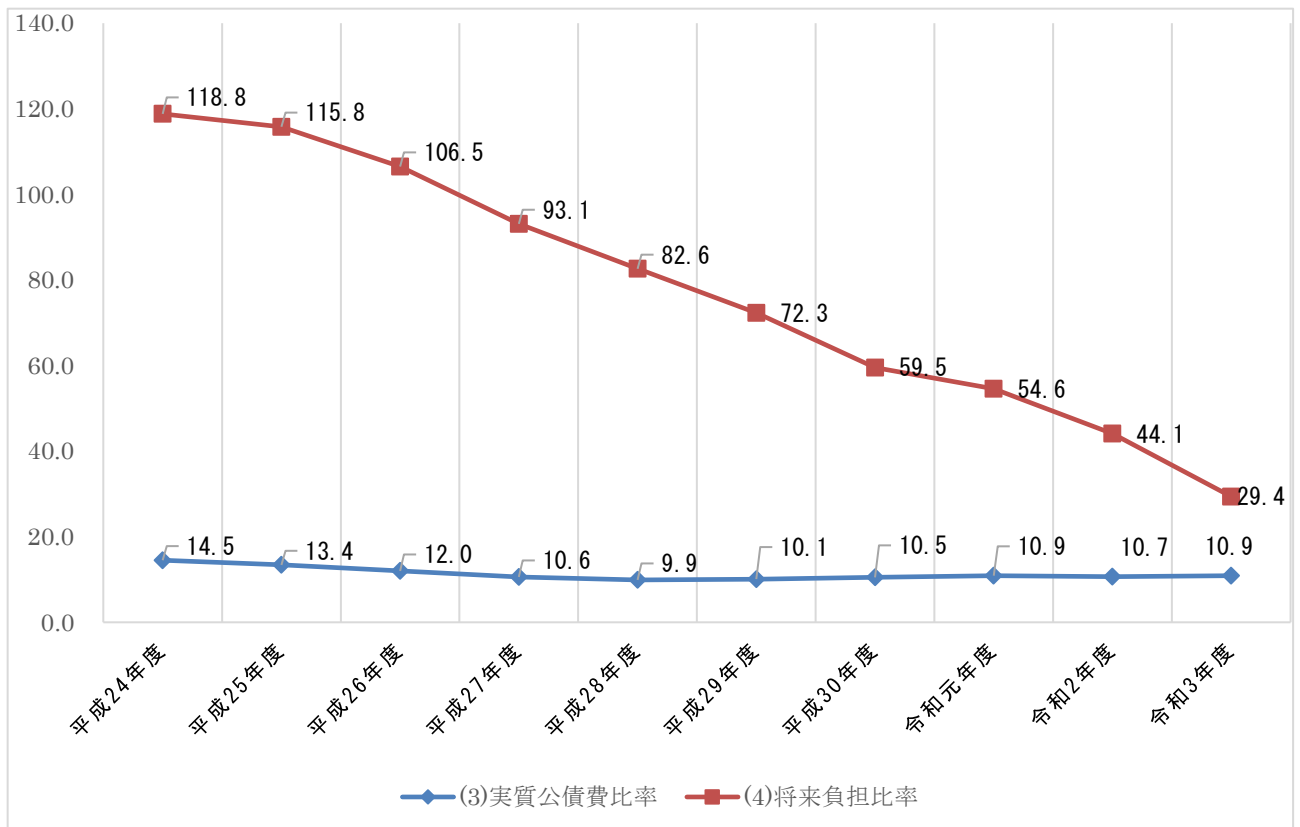


図 13 10年間の単年度の実質公債費比率の推移

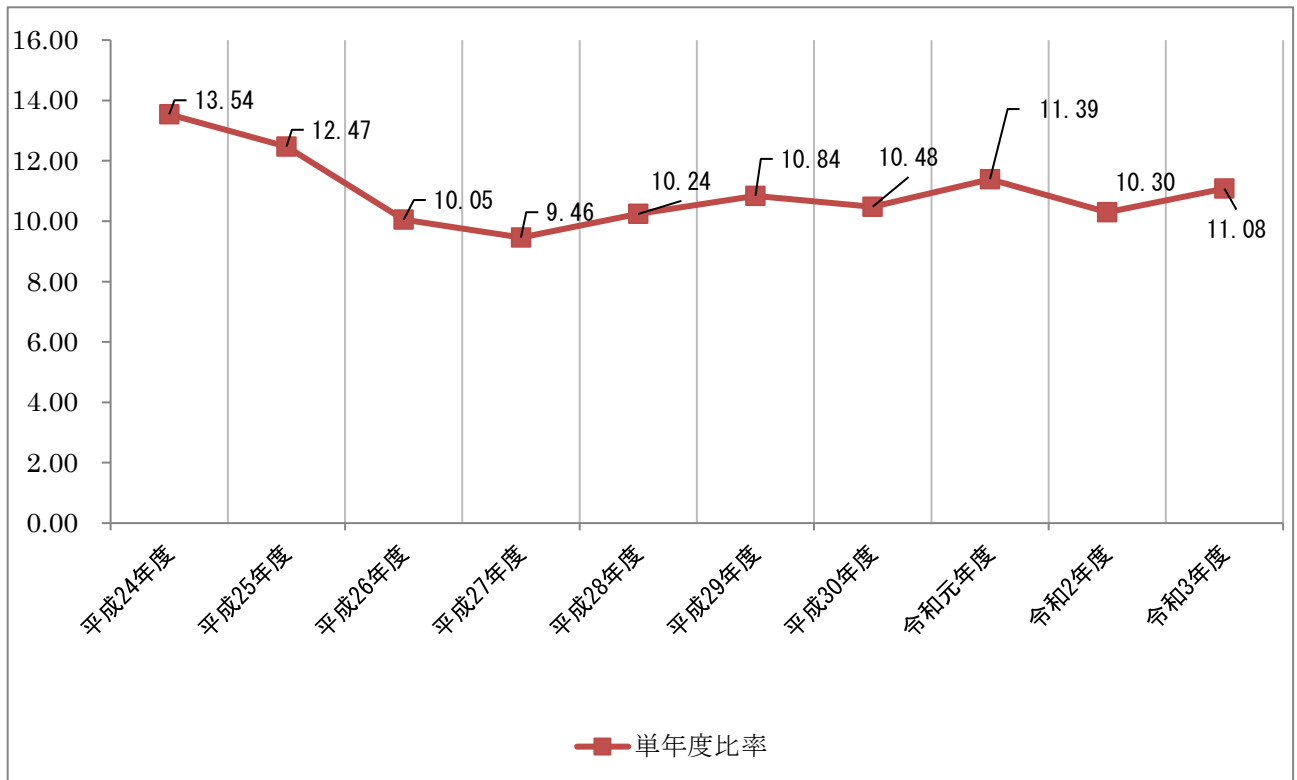
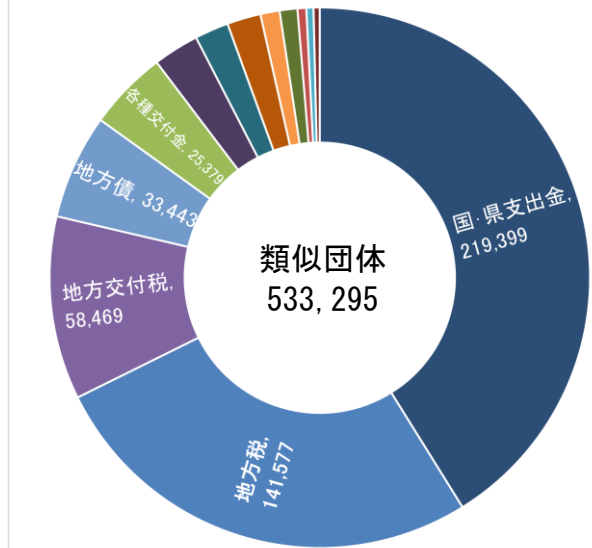
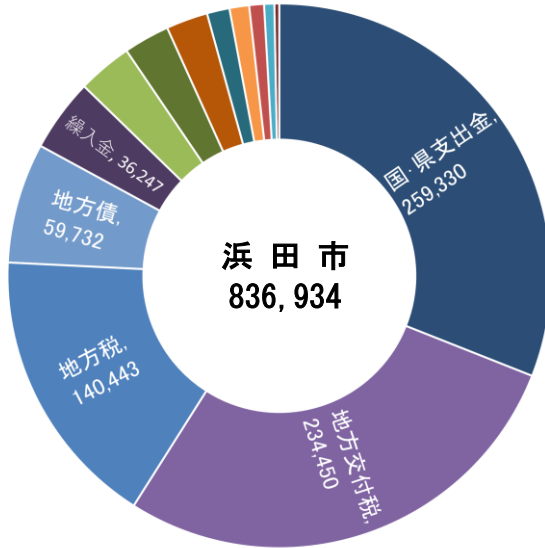


表 19 人口1人当たりで見た類似団体比較(令和2年度数値)

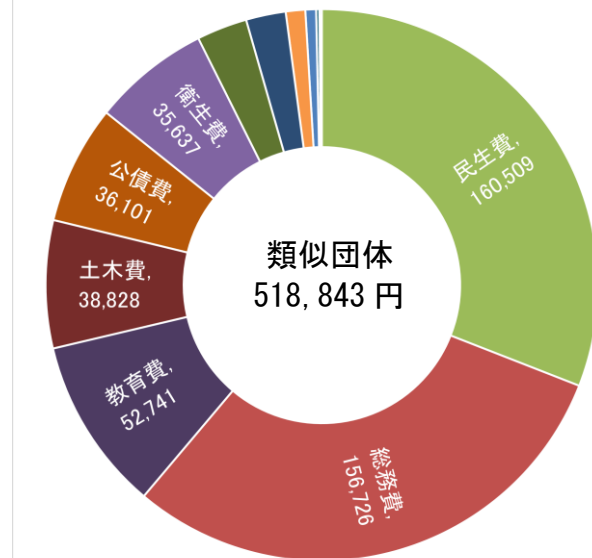
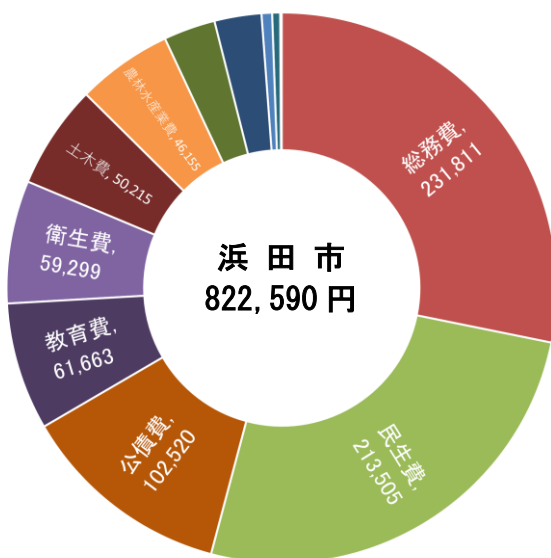
人口1人当たりの歳入の状況(抜粋)

区 分	浜田市		類似団体(都市Ⅱ-3)	
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)
地方税	140,443	16.8	141,577	26.5
地方交付税	234,450	28.0	58,469	11.0
地方債	59,732	7.1	33,443	6.3
歳入合計	836,934	100.0	533,295	100.0



人口1人当たりの歳出の状況(抜粋)

区 分	浜田市		類似団体(都市Ⅱ-3)	
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)
公債費	102,520	12.5	36,101	7.0
投資的経費	69,717	8.5	46,476	9.0
歳出合計	822,590	100.0	518,843	100.0



(財政力指数)

浜田市	類似団体
0.40	0.72

別表1 実質公債費比率及び将来負担比率の類似団体との比較(令和2年度数値)

都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
		団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)					団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)		
北海道	1	室蘭市	8万3	549	522	9.5	52.2	愛知県	43	尾張旭市	8万4	349	584	3.4	4.7
	2	千歳市	9万8	670	685	8.2	16.6		44	日進市	9万2	360	467	1.0	—
	3	恵庭市	7万0	375	479	4.9	12.2		45	長久手市	5万9	277	403	△1.7	—
	4	北広島市	5万8	337	438	6.0	89.0		46	舞鶴市	8万2	447	641	12.4	108.6
	5	石狩市	5万8	360	403	7.4	63.0		47	亀岡市	8万8	465	554	13.3	89.9
青森県	6	むつ市	5万7	437	430	15.4	150.6	48	城陽市	7万6	386	451	9.4	105.2	
岩手県	7	滝沢市	5万5	259	279	6.2	57.3	49	向日市	5万8	283	340	3.3	8.4	
宮城県	8	塩竈市	5万4	347	366	5.3	—	50	長岡京市	8万1	390	506	1.8	8.5	
	9	名取市	7万9	514	570	3.9	—	51	京田辺市	7万0	331	617	0.4	—	
	10	多賀城市	6万2	349	376	4.7	—	52	木津川市	7万8	379	427	9.0	20.3	
	11	富谷市	5万3	207	329	△2.2	—	53	泉大津市	7万5	383	474	8.7	29.3	
茨城県	12	龍ヶ崎市	7万7	349	396	5.6	—	54	貝塚市	8万6	437	579	5.4	21.4	
	13	牛久市	8万5	365	319	2.5	—	55	摂津市	8万7	453	554	△0.7	—	
	14	守谷市	6万8	357	366	4.0	—	56	高石市	5万8	322	292	13.9	121.0	
栃木県	15	日光市	8万1	512	893	7.3	65.9	57	藤井寺市	6万5	304	470	1.3	71.9	
	16	下野市	6万0	340	366	1.6	—	58	泉南市	6万2	302	373	10.1	85.2	
埼玉県	17	飯能市	8万0	393	533	3.6	34.4	59	四條畷市	5万6	270	311	5.8	—	
	18	志木市	7万6	348	351	1.0	—	60	交野市	7万8	353	482	9.4	69.4	
	19	桶川市	7万5	326	436	5.5	43.0	61	大阪狭山市	5万9	268	314	2.2	—	
	20	北本市	6万6	279	403	7.4	18.9	62	阪南市	5万4	247	338	7.4	59.3	
	21	蓮田市	6万2	264	442	5.2	9.6	63	芦屋市	9万6	549	749	7.4	97.7	
	22	鶴ヶ島市	7万0	310	354	6.8	—	64	豊岡市	8万1	576	803	13.8	69.3	
	23	日高市	5万6	251	332	2.9	—	65	大和高田市	6万5	341	578	8.3	35.5	
	24	吉川市	7万3	300	375	7.5	24.7	66	大和郡山市	8万6	440	543	11.2	14.5	
	25	白岡市	5万2	208	339	6.5	—	67	天理市	6万5	333	487	10.7	56.2	
	26	茂原市	8万9	426	568	10.2	107.4	68	桜井市	5万7	309	433	7.4	97.7	
千葉県	27	四街道市	9万5	386	584	2.4	—	69	香芝市	7万9	348	520	13.5	68.3	
	28	白井市	6万3	272	356	3.5	57.2	70	橋本市	6万2	337	448	13.2	86.4	
	29	国立市	7万6	390	448	0.0	—	71	岩出市	5万4	245	262	4.0	—	
東京都	30	福生市	5万8	314	353	△3.1	—	和歌山県	72	浜田市	5万3	433	567	10.7	44.1
	31	東大和市	8万5	423	422	△2.2	—	島根県	73	小郡市	6万0	283	322	7.8	23.6
	32	清瀬市	7万5	424	421	3.7	41.9	福岡県	74	宗像市	9万7	475	424	△2.7	—
	33	稲城市	9万2	456	510	3.0	34.6	75	太宰府市	7万2	329	334	2.2	—	
	34	あきる野市	8万1	418	429	7.1	41.1	76	古賀市	6万0	280	321	5.0	—	
神奈川県	35	逗子市	6万0	273	411	6.0	30.6	77	福津市	6万6	315	297	5.6	—	
富山県	36	射水市	9万3	562	626	8.8	88.8	78	那珂川市	5万0	259	247	6.8	—	
石川県	37	七尾市	5万2	388	588	13.0	87.0	佐賀県	79	鳥栖市	7万4	361	409	1.5	—
	38	野々市市	5万3	252	313	7.1	21.0	長崎県	80	大村市	9万7	594	549	9.2	36.0
福井県	39	敦賀市	6万6	446	508	6.1	—	熊本県	81	荒尾市	5万2	304	355	9.4	—
山梨県	40	甲斐市	7万6	373	418	6.8	—	82	合志市	6万3	353	299	6.7	—	
静岡県	41	伊東市	6万8	351	526	5.9	16.0	鹿児島県	83	始良市	7万7	414	533	11.3	63.1
	42	御殿場市	8万8	490	601	9.9	44.8	沖縄県	84	糸満市	6万2	359	403	8.1	25.9